

### 5.5 誘導施設の設定

設定の考え方にに基づき、都市機能誘導区域ごとの誘導施設を設定します。

表 5-2 誘導施設

誘導施設		定義	都市機能誘導区域				
			城陽・寺田	久津川	富野荘	長池	青谷
行政・金融機能	市役所	・地方自治法第4条第1項に規定する事務所	○				
	男女共同参画支援センター	・城陽市男女共同参画支援センターの設置及び管理に関する条例第1条に基づき設置する施設	○				
	銀行等	・銀行法第2条第1項に規定する銀行 ・信用金庫法第4条に基づき内閣総理大臣の免許を受けて金庫の事業を行う信用金庫 ・日本郵便株式会社法第2条第4項に規定する郵便局 ・農業協同組合法第10条第1項第2号及び第3号に規定する事業を行う農業協同組合	○	○	○	○	○
産業・文化機能	大型複合商業施設	・城陽市特定大規模小売店舗制限地区建築条例第3条各号のいずれにも該当する建築物※		☆		○	
	延床面積 500 m <sup>2</sup> 以上のスーパー	・※以外の、主に生鮮食料や日用雑貨など多数の品種を扱う店舗	○	○	○		○
	産業会館	・城陽市産業会館の設置及び管理に関する条例第1条に基づき設置する施設	☆				
	地域交流スペース	・都市拠点形成支援施設整備事業に基づく高次都市施設として整備される施設	☆			☆	
医療・福祉機能	病院	・医療法第1条の5第1項に規定する病院	☆				
	休日急病診療所	・城陽市休日急病診療所条例第1条に基づき設置する施設	☆				
	診療所（産婦人科）	・医療法第1条の5第2項に規定する診療所のうち、診療科名を産婦人科とするもの	☆				
	保健センター	・城陽市保健センターの設置及び管理に関する条例第1条に基づき設置する施設	☆				
子育て・教育機能	こども家庭センター	・城陽市こども家庭センター設置運営要綱第6条に基づく業務を行うための施設	○				

注) 「○」既に区域内に存在する施設、「☆」将来誘導を図る施設